確認申請と省エネ適合性判定の関係及び手続きの流れ

R7.4　建築審査課設備省エネ係

※建築確認申請に係る詳細は省略

建築主事（審査係）

建築主（申請者）

所管行政庁（設備省エネ係）

建築確認申請書類

建築物エネルギー消費性能確保計画
※作成前に、省エネ担当者と**事前協議**が必要

計画書＋添付図書
- ・設計内容説明書
- ・各種図面
- ・計算書
- ・その他添付図書

建築確認申請の受付

確認申請書の第二面の8に省エネに関する事項が記載されているか確認

書類受取
※事前協議の内容が反映されていることを確認

①受付

※省エネ審査手数料が必要

判定基準への適合審査

②省エネ適合判定通知書の作成・交付

※受付後14日以内に交付
（延長する旨の通知の交付により最大28日間延長）

省エネ適合判定通知書の写し等の提出

省エネ基準適合確認

確認済証の交付

※省エネ適合判定通知書の写し等が無ければ確認済証は交付できない

確認済証受領・建築着工

省エネ計画変更「無」の場合

省エネ計画変更「有」の場合

③変更後の計画の提出

※工事完了前に手続きを行う

判定基準への適合審査

※計画変更等の省エネ審査手数料が必要

④変更に係る省エネ適合判定通知書又は軽微変更該当証明書の作成・交付

⑤完了検査申請

※省エネ基準に係る完了検査図書を準備
（省エネ基準工事監理報告書・軽微な変更説明書等）

⑥完了検査の受付

※建築確認の完了検査手数料と省エネの完了検査手数料が必要

- ・建築確認：審査係が徴収
- ・省エネ：省エネ担当者が徴収

⑦計画への適合を確認・検査済証交付

※建築確認：審査係が検査
（省エネ基準適合については省エネ担当者が検査）

⑧検査済証の受領

※省エネの検査も完了しなければ検査済証は交付されない